

株式会社高島屋 「内部統制システム」の整備に関する基本方針

1. コンプライアンス体制

「当社及びグループ各社における取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」

- (1) 当社グループの経営理念は、「いつも、人から。」です。この経営理念には「タカシマヤグループは誠実な企業活動を通じて、関わるお客様、従業員、お取引先、株主・投資家、地域社会、地球社会などすべての人々に対して、信じ、愛し、つくすところを大切にするにより、人々が輝き続けられるような社会づくりに貢献する」という思いが込められています。経営トップをはじめとする全取締役、執行役員は、コンプライアンス経営の推進に自ら率先垂範して取り組み、経営理念の浸透・定着に全力を傾注し、この倫理観・価値観をグループ全体で共有し実践します。
- (2) 取締役会は、当社及びグループ各社の業務執行がグループ全体として適正かつ健全に行われるために、取締役の職務執行状況を適切に監督します。中長期的な企業価値向上においては、グループ全体のコーポレート・ガバナンスの強化が不可欠であり、実効性のある内部統制システムの構築に努めます。また、内部統制システムの基本方針に基づく運用状況や課題について定期的に確認します。
- (3) 監査等委員会は、内部統制システムの構築と運用状況について監査します。また、監査等委員である取締役は取締役会における監督機能の一翼を担い、取締役の職務執行の適法性及び妥当性を検証します。
- (4) 社長を委員長とする「高島屋グループサステナビリティ委員会」のもと、コンプライアンス経営の徹底に加え、内部統制の状況や企業活動を取り巻く国際的な環境・社会変化や規制・市場動向等を踏まえたサステナビリティ課題への対応をグループ横断的に検証し、強化します。
- (5) 社長を委員長とする「高島屋グループリスクマネジメント委員会」のもと、「公正取引」「個人情報」「環境」など個別課題に対して、本社主管部門が関連各部門・各社と連携し、ラインを通じてコンプライアンス経営の徹底を図ります。
- (6) 総務部、人事部及びサステナビリティ推進室は、「コンプライアンス・ガイドブック」等を利用し、教育・研修など様々な場を通じて経営理念に基づいたコンプライアンスの周知徹底を図ります。
- (7) グループ全体で「高島屋グループ・コンプライアンス・ホットライン」「ハラスメント・ホットライン」「就労相談窓口」「法務相談窓口」を設置し、不正行為等の通報を受け付ける体制を運営します。通報にあたっては秘匿性を確保し、通報者に不利益が及ばないことを確保した上で、是正に向けて迅速に対応します。内部通報制度に係る体制の整備及び運用状況等については、定期的に取り締り委員会へ報告します。加えて、通報内容の重大性に応じて、代表取締役、及び、監査等委員会又は監査等委員である取締役へ個別事案の報告を適宜行います。内部通報制度の趣旨及び仕組みの理解浸透に向けては、当社及びグループ

プ各社の担当者への教育を実施します。また、当社及びグループ各社の全従業員に対しては、当該制度について周知し、より多くの内部通報を受け付ける体制を整備することで自浄作用を高めます。

- (8) 内部監査機関である業務監査室は、定期的に各事業所及びグループ各社において会計監査及び業務監査を実施すると共に、内部統制システムの有効性を検証し、問題点を指摘して是正を求めます。業務監査室は、これらの監査結果を取締役会及び監査等委員会へ報告します。また、取締役及び監査等委員会との意見交換を定期的に行うことにより、経営に資する有効な監査の実施に努めています。さらに、監査等委員会は、業務監査室と連携すると共に必要に応じて調査協力を要請し、内部監査の実効性の向上を図ります。

2. リスクマネジメント体制

「当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

- (1) 社長を委員長とする「高島屋グループリスクマネジメント委員会」は、当社グループの業務執行に伴う様々なリスクを抽出・検証し、横断的なリスク管理体制の構築に努めると共に、経営環境の変化に伴う新たなリスクに適切に対応できるよう、常に管理体制を見直し、強化します。また、環境・人権等サステナビリティを巡る課題に関しては、「高島屋グループサステナビリティ委員会」とも連携し、新たな取組に関するリスクについても、リターンとのバランスを考慮し、グループ横断的にコントロールします。
- (2) 「危機管理P D C A会議」を定期開催し、当社グループにおける特に重要なリスクについて、発生事案の「再発防止」と将来的な「未然防止」を実現し、「安全・安心」を前提とした事業活動の継続維持を図ります。
- (3) 自主点検報告・モニタリング・実査を通じた『守り』のサイクルの確立により、不正・不祥事の未然防止に向けた多段階のチェック体制として三線ディフェンスを強化します。
- (4) 当社グループ全体のリスクマネジメント体制の維持・強化及びコンプライアンス経営の推進・浸透に向け、「法務・リスクマネジメント室」が政策の立案及び施策の推進・統制を行います。また、反社会的勢力排除のための体制整備にも取り組み、グループ一体となって不当な要求を拒絶し、その被害を防止します。
- (5) サイバー攻撃によるシステム障害や情報漏えいのリスクが高まる中、サイバーレジリエンス及び情報セキュリティの向上を図るため、「高島屋グループ情報セキュリティ基本方針」を策定しています。情報システム部と法務・リスクマネジメント室が連携し、インシデント発生防止のためのセキュリティ確保、早期復旧の手順及び組織的な対応力の強化に向けた取組を推進します。

3. 情報保存・管理体制

「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」

取締役会議事録、稟議書など取締役の職務執行に係る情報は、法令及び当社の社内規程に従い、適切に保

存し、管理します。

4. 適正かつ効率的な職務執行体制

「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

- (1) 取締役は、取締役会規則、取締役業務分掌規則、常務会規則、組織機能規則、決裁規則等の社内規程に基づく職務権限・意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務執行を行います。これらの規程は、法令の改廃、経営及び業務執行監督の適正性確保、職務執行の一層の効率化などに照らし適宜見直します。
- (2) 当社は、当社グループの年度経営方針を策定し、P D C Aによる方針管理を行い、各組織における重点課題及び対策の進捗状況を定期的に確認します。
- (3) 定例取締役会を原則として毎月1回開催し、必要がある場合には臨時取締役会を開催し、重要な意思決定を行います。

5. グループ会社管理体制

「グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及びグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

- (1) 当社は、当社グループの年度経営方針に基づき、P D C Aによるグループ全体としての方針管理を行い、グループ各社における重点課題及び対策の進捗状況を定期的に確認します。
- (2) 当社取締役は、グループ各社の重要な業務執行のうち、当社又はグループ経営上の観点から当社が必要と認める事項について、決裁規則に基づき決裁を行います。
- (3) グループ会社の業務指導を所管する企画本部は、高島屋グループとしての業務の適正性と効率性を確保するため、グループ各社における内部統制システムの構築とコンプライアンス経営の推進を指導します。
- (4) 海外事業においても、企画本部がベトナム・ホーチミンに設置したアジア統括駐在員事務所や現地の専門家と協働し、現地事業会社のモニタリングを強化します。

6. 監査等委員会補助体制

「監査等委員会の職務を補助する使用人を置く場合における当該使用人に関する事項」

当社は、監査等委員会の職務を補助する専任の使用人である監査等委員会事務局スタッフを配し、当該使用人が監査等委員会の指揮命令のもとに監査等委員会の職務を補助する体制を整備します。

「前号の使用人の業務執行取締役及び執行役員からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項」

- (1) 監査等委員会専任の使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令のも

と、業務執行取締役及び執行役員から独立した立場で職務を遂行します。

(2) 監査等委員会専任の使用人の評価については、監査等委員会の意見を聴取して決定します。

(3) 当社は、監査等委員会専任の使用人の任命及び異動について、監査等委員会の事前の同意を要することとします。

7. 監査等委員会への報告体制

「当社及びグループ各社の取締役等が当社監査等委員会及び監査等委員である取締役に報告するための体制」

(1) 当社及びグループ各社における取締役、執行役員及び使用人は、業務執行に関して重大な法令・定款違反若しくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査等委員会又は監査等委員である取締役に報告します。

(2) 監査等委員会及び監査等委員である取締役は、必要に応じて随時、取締役、執行役員及び使用人から報告又は情報の提供を受け、会議の資料や記録の閲覧等を行うことができるものとし、当社及びグループ各社の取締役、執行役員及び使用人は、これに迅速・的確に対応します。

(3) 当社は、内部通報制度で報告された不祥事や違法行為等に関する問題について監査等委員会に報告します。

(4) 当社は、監査等委員会又は監査等委員である取締役に前各号の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ各社に対しても徹底します。

8. 監査等委員会による監査の実効性確保の体制

「監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項並びにその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」

(1) 代表取締役は、監査等委員である取締役と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換を行うなど、意思の疎通を図ります。

(2) 監査等委員である取締役は、取締役会のほか、常務会、経営P D C A、高島屋グループサステナビリティ委員会など、取締役等の重要な職務執行を審議する会議に出席することができます。

(3) 監査等委員である取締役は、グループ各社の監査役と定期的にグループ監査役連絡会を開催し、情報の共有化と業務執行の適正化に努めます。またグループ全体の監査の実効性を高めるため、会計監査人及び業務監査室との緊密な連携を図ります。

(4) 監査等委員である取締役は、適正な監査の実施のために必要とされる、弁護士、公認会計士、その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の業務を委託するなどの費用を請求するとき、当社に負担を求めることができます。

以 上